

社会福祉法人 天摂会 役員及び評議員等の報酬等の支給に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人天摂会（以下「法人」という。）の定款第八条（評議員の報酬）及び、第二条（役員の報酬等）に定める役員及び評議員等の報酬等及び実費弁償等の支給について必要な基準を定める。

(定義)

第二条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(成立要件)

第三条 この規程の成立は当法人の評議員会の承諾を要件とする。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第四条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事等の報酬)

第五条 理事長の報酬及び実費弁償費は支払わない。

(監事の報酬)

第六条 監事が法人及び事業運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第七条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第八条 職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(理事長、理事の退職慰労金)

第九条 理事長及び理事に在任期間に応じて別表4により退職時に退職慰労金を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第十条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表5により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(税の源泉徴収)

第一条 理事長及び理事退職慰労金については、定められた時期に銀行振り込みにて支給する。

理事及び評議員の実費弁償については、現金で当日支給する。以外の報酬及び旅費、費用弁償については、現金でその都度支給する。税は源泉徴収とする。

(改正)

第十二条 この規程の改正は評議員会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は 平成30年3月1日から施行する。

別表 1 (第四条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等		3,000円
評議員出席報酬等		3,000円

別表 2 (第六条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
監事(指導、監査)	5,000円	3,000円

別表 3 (第七条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
報酬及び旅費	1泊以上4,000円 ※県外出張のみ	実費相当

別表 4 (第九条関係)

名 称	在職一年(一年未満は四捨五入して計算)につき
理事長退職慰労金	50,000円
理事退職慰労金	5,000円

別表 5 (第十条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員選任・解任委員会出席報酬		3,000円